

## 「秋田県地域防災計画（素案）」に関する意見募集の結果について

県では「秋田県地域防災計画（素案）」について御意見を募集しておりましたが、その結果は次のとおりです。貴重な御意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

### 1 意見募集の期間

令和6年1月5日（金）から令和6年2月5日（月）まで

### 2 意見の状況

意見書等の数：1通（実数）／ 具体的な意見の数：9件（実数）

### 3 寄せられた御意見と考え方・対応

番号	意見の概要	県の考え方・対応
1	[P61] （2）指定避難所 （素案）が言う「想定される災害による影響が比較的少ない」という基準に合致しているか、特に想定地震に対応できるのか再点検が必要です。	令和5年7月の大雨災害等の被害状況も踏まえ、避難所の指定・開設等の実施主体である市町村に対し、想定する災害の種類や規模に応じて、影響が比較的少ない場所を検討していくよう、働きかけてまいります。
2	[P71] 第2 計画の前提とする想定地震 （素案）では、発災時期を「冬の18時」としています。 しかし第3編、第6節、地震被害想定調査、3被害想定結果、（2）市町村別結果一覧では「冬の深夜（午前2時）に地震が発生した場合」として避難者数を想定しています。 「冬の18時」は人的被害が最大ですが、避難者数の想定は「冬の深夜」で想定されています。備蓄計画は避難者数で計画されているはずですが、このすれ違いの説明が必要です。	想定地震の根拠は「秋田県地震被害想定調査（平成25年8月）」にありますが、備蓄計画における想定地震（北由利断層（M=7.3））の発災時期は1日後の避難者数が最も多いと予想される「冬18時」を採用しています。 なお、冬2時と冬18時を比較した場合、冬2時の在宅率が高いことから人的被害者（死亡者・重傷者・軽傷者の合計数）が増加しますが、結果、病院等へ搬送される人などが多くなり、避難者数は、冬18時の方が多い想定となっています。 素案においては、発災時期毎の1日後の避難者数が分かるよう、次のとおり追記します。  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">（参考）想定地震における1日後の避難者数 夏10時：109,953人 冬2時：134,553人 冬18時：139,193人</p> </div>

番号	意見の概要	県の考え方・対応
3	<p>[P71] 第5 県と市町村の備蓄目標 (素案)では、いつまでに目標の備蓄を達成するのかが示されていません。明記すべきです。</p>	<p>備蓄物資に関しては、今後、民間保有の物流物資の活用のほか、備蓄物資の品目や数量、使用した物資等の補充に係る目標数量の達成に係る考え方、備蓄拠点の分散など、全体的な見直しを市町村等と一緒にやることとしています。</p>
4	<p>[P82] 第9節 水害予防計画 (素案)に河川の管理についての記述が必要です</p>	<p>ご意見のとおり追記します。</p>
5	<p>[P225] 第10 被害の認定基準 (素案)では、全壊、大規模半壊、半壊、一部損失、床上浸水、床下浸水と分けていますが、大規模半壊と半壊の間に中規模半壊を入れる必要があります。</p>	<p>ご意見のとおり修正します。</p>
6	<p>[P328] 第7 応急修理 (素案)では、発災から3ヶ月以内に完了としていますが、これは被災の実態を見ない極めて非現実的な内容です。</p>	<p>日常生活に必要な最小限度の部分の修理(応急修理)は、災害救助法に基づくものであり、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(内閣府告示第228号)」において「災害発生の日から3ヶ月以内に完了すること(国の災害対策本部が設置された災害においては6ヶ月以内に完了)」と規定されています。 令和5年7月の大雨災害では、水害による被災であることを鑑み、内閣府に対して特別協議を実施し、期間を「3ヶ月以内から12ヶ月以内」に延長したところです。 今後も災害救助法が適用された場合には、状況に応じて内閣府へ対し、期間延長の特別協議を行ってまいります。</p>
7	<p>[P328] 第7 応急修理 (素案)は、「現物給付により行う」としてありますが、これも被災の実態に合致していません。「現物給付」ではなく「支援」とすべきです。</p>	<p>災害救助法による物資や食事、住まい等の救助は、現物給付が原則とされています。 修理施工業者の不足など応急修理制度における諸課題については、国に伝えてまいります。</p>

番号	意見の概要	県の考え方・対応
8	<p>[提案]</p> <p>秋田県版の「被災者再建条例」制定を          昨年の豪雨災害では被災者生活再建支援法の適用を受けたのは秋田市だけでした。全国的には県版の「被災者再建支援条例」を制定し、国の指定を受けられなかった県内の市町村を支援しています。秋田県でもそういう時期に来ているのではないのでしょうか。併せて検討してください。</p> <p>「応急修理」と「住宅再建支援」を併用して受けられることを知らない市民も多数います。被災の早い段階での周知が必要です。</p>	<p>被災者生活再建支援法は、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた方の生活再建を支援する制度ですが、県ではこの支援を受けることができない半壊や床上浸水の被害を受けた方も含め、見舞金の給付を行っているところです。</p> <p>ご提案いただきました条例の制定については、全国の運用状況等を踏まえ、検討してまいります。</p>
9	<p>[P349]</p> <p>第1章 地震被害想定</p> <p>1.1能登半島地震の地震発生確率は0.3%～0.5%でした。秋田市で言えば、(素案)が想定する北由利断層の地震発生確率は、「30年以内で2%以上」としています。数字の比較では、北由利断層の発生確率は能登半島の6倍を超えています。</p> <p>不用意に驚かせる必要はないと考えますが、想定している地震被害にふさわしい、地域防災計画になっているのか、限りなく不安です。</p>	<p>秋田県地震被害想定調査に基づく北由利断層は、能登半地震と同じ、最大震度7を想定しています。</p> <p>地域防災計画は、この北由利断層による被害想定を踏まえて作成しており、引き続き計画に基づき予防対策を講じてまいります。</p>

問い合わせ先

秋田県総務部総合防災課

住所：〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

電話：018-860-4562

電子メール：bousai@pref.akita.lg.jp